

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たる翌日)

昭和六十一年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告

字の区域の変更

土地改良法による換地処分

都市計画の変更(四件)

告 示

鳥取県告示第千五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による久志谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十八年一月十二日現在の地番による。)
田 大字三田字下モ	大字三田字下モ田のうち三の一の一部、四の一部、七の一部、八の一部、九の一、九の二の一部、一〇、一一及びこれらと一体をなす国有地並びに一二の一、一二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
口 大字三田字和田	大字三田字天神免ノ二、二一七六の一、二一七六の二、二一七七の一、二一七八の一、二一七八の二、二一七九の一、二一八〇及びこれらと一体をなす国有地の一部
田 大字三田字弥平	大字三田字和田口のうち六六の一の一部、六六の二、六七、六八の一部、七五の一、九の二の一部、一〇、一一及びこれらと一体をなす国有地並びに一二の一、一二の二と一体をなす国有地の一部
口 大字三田字柳ノ内	大字三田字下モ田三の一の一部、四の一部、七の一部、八の一部、九の一、九の二の一部、一〇、一一及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇の一、一一〇の二と一体をなす国有地の一部
田 大字三田字春田	大字三田字春田一一二の一、一一二の二、一一三及びこれらと一体をなす国有地

		内大字三田字柳ノ
免地	大字山根字天神	大字三田字柳ノ内のうち九四の二の一部、九六の一部、九七の一の一部、九八の一の一部、一〇一、一〇二の一部、一〇三の一部、一〇四の二の一部、一〇六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇の一、一二〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三田字弥平田七九の一の一部、八〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字山根字大飛所三三の四の一部及びこれと一体をなす国有地
大字山根字天神免六一の一部	大字三田字眷田	大字三田字眷田のうち一一二の一、一二二の二、一三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三田字細田	大字三田字眷田のうち二二八の三の一部、二二九の一の一部、二三〇、二三一から二三四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
大字三田字岸ノ下	大字三田字岸ノ下のうち二六五の一、二六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
大字山根字大飛所	大字山根字大飛所のうち三三の四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字三田字柳ノ内九四の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部	
大字山根字天神免	大字山根字天神免のうち六一の一、六二の一の一部、六八の一部、六九の二、七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字山根字中河原一〇三の一部及びこれと一体をなす国有	

鳥取県告示第千五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業に保る久志谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

鳥取県知事 西尾邑次

昭和六十年十一月八日

鳥取県告示第千五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園四・五・一号 ニュータウン中央公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字新前田、字大堤、字大池平、字大休、字砥石場、字堺瀬平、字水堤及び字長谷、紙子谷字門上谷、字荒神谷、字元結谷北側及び字元結並びに香取字権現、字元結西側、字元結口、字袋谷口及び字小山谷地内

三 都市計画の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和六十一年十一月八日から同月二十二日まで

追加する部分

鳥取県告示第千五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・三・六号 ニュータウン環状線及び三・四・一號ニュータウン東住区幹線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・六号 ニュータウン環状線

追加する部分

鳥取市香取字小山谷西側、字小山谷、字小山谷堤下、字元結西側、字袋谷口、字元結袋谷丸山、字奥袋谷及び字袋谷、生山字長谷、字小狼谷、字寺谷、字堺瀬平、字岩丸木平、字砥石場、字大休、字水堤、字大池平、字新前田及び字松ヶ谷紙子谷、字門上谷並びに海藏寺字池ノ谷、字赤坂及び字土居ノ上

2 三・四・一号 ニュータウン東住区幹線

追加する部分

鳥取市生山字寺谷、字小寺谷、字丸木、字峯寺越谷、字奥岩丸木字

洞々谷、字獻上谷、字治郎谷、字細谷、字海老谷、字芋谷、字池ノ平
及び字水堤

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和六十一年十一月八日から同月二十二日まで

鳥取県告示第千五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

米子市葭津字中海、字中海一、字中海二、字中海三、字中海四、字中海五、字中海六、字中海七、字中海八及び字中海九、大崎字中海、字中海一、字中海二、字中海三、字中海四、字中海五、字中海六、字中海七、字中海八、字中海九、字中海十、字中海十一及び字中海十二、彦名町字中海一、字三番川及び字天狗山、安倍字清水尻中、皆生字中沖林、字下沖林、字石河原ウド、字土手ノ内及び字向林、蚊屋字清水、浦津字大石橋北及び字中河原並びに熊党字蚊屋境、字五反通、字ゴコロ、字芝尾、字梨子木、字上場、字北土井、字東南及び字西南並びに境港市福定町字上灘、竹内町字三角道、字垣ノ内、字高岡、字岡才佛、字才佛及び字北浜田、美保町字寶藏及び字下灘、高松町字下灘、字川尻、字金池前及び字月見浜、新屋町字一ツ家前、字川尻前及び字寄会前並びに福定町字籠津向から新屋町字寄会前までの地先国有地及び当該国有地地先公有水面

変更する部分

米子市彦名町字一番川及び字二番川、安倍字清水尻、字清水尻西及び字船入、上福原字灘浜及び字北浜新田、皆生字上沖林、字東雁座、字西雁座、字小バイ、字ウドロ、字南砂池、字東大池、字林田及び字東林ノ上、蚊屋字強洞、熊党字強洞及び字花ノ木、中島字上古池井手添、字下井手中江、字井手辺、字小割、字墓ノ前、字大境及び字西原大境並びに東福原字南原及び字南原北並びに境港市昭和町、福定町、福定町字井ノ尻、字浜田及び字籠津向、竹内町字花園及び字才佛灘並びに美保町字上灘及び字金池灘

削除する部分

米子市中島字下古池井手添及び字大東沢並びに東福原字南原東、字茶屋ノ内及び字前田大東

2 市街化調整区域

追加する部分

米子市中島字上古池井手添、字下古池井手添、字下井手中江、字井手辺、字小割、字墓ノ前、字大東沢、字大境及び字西原大境並びに東福原字前田大東、字茶屋ノ内、字南原東、字南原北及び字南原変更する部分

米子市葭津字中海三、字中海四、字中海五、字中海六、字中海七、字中海八及び字中海九、大崎字中海一、字中海四、字中海五、字中海六、字中海八、字中海九及び字中海十一、彦名町字中海一、字三番川、字天狗山及び字一番川、安倍字清水尻、上福原字灘浜、皆生字上沖林、字中沖林、字向林、字東雁座、字石河原ウド、字土手ノ内及び字東林ノ上、蚊屋字強洞及び字清水、浦津字大石橋北及び字中河原並びに熊党字蚊屋境、字五反通、字芝尾、字梨子木、字東南及び字西南並びに境港市竹内町字三角道、字垣ノ内及び字高岡、高松町字下灘及び字月見浜並びに新屋町字一ツ家前

削除する部分

米子市葭津字中海、字中海一及び字中海二、大崎字中海、字中海一、字中海三、字中海七、字中海十及び字中海十二、彦名町字二番川、安倍字清水尻中、字清水尻西及び字船入、上福原字北浜新田、皆生字西雁座、字下沖林、字小バイ、字ウドロ、字南砂池、字東大池及び字林田並びに熊党字強洞、字花ノ木、字ゴコロ、字上場及び字北土井並びに境港市昭和町、福定町、福定町字井ノ尻、字浜田、字上灘及び字籠

津向、竹内町字岡才佛、字花園、字北浜田及び字才佛灘、美保町字上灘、字寶藏、字下灘及び字釜池灘、高松町字川尻及び字釜池前並びに新屋町字川尻前及び字寄会前

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一 米子市役所
境港市上道町一、六〇〇 境港市役所

西伯郡日吉津村大字日吉津八七二一五 日吉津村役場

四 縦覧期間

昭和六十年十一月八日から同月二十二日まで

鳥取県告示第千六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 第二種住居専用地域

追加する部分

米子市彦名町字二番川、字二番川中、字二番川灘及び字坂口新田一、

安倍字船入及び字船入沖並びに皆生字中沖林、字小バイ、字下沖林、

字石河原ウド、字向林及び字土手ノ内並びに境港福定町字上灘、竹内町字三角道、字垣ノ内、字高岡、字岡才佛、字才佛、字北浜田及び字才佛灘並びに美保町字寶藏及び字下灘

変更する部分

米子市皆生字砂池、字東大池、字東林ノ上及び字林田並びに境港市福定町井ノ尻、字浜田及び笠津向、竹内町字花園、美保町字上灘及び字釜池灘並びに高松町字下灘

2 住居地域
追加する部分

米子市彦名町字一番川、字天狗山及び字三番川、安倍字清水尻、字清水尻中、字清水尻西及び字船入並びに皆生字中沖林、字下沖林及び字灘端東新田

変更する部分

米子市彦名町字二番川並びに皆生字東雁座、字西雁座、字上沖林、

字小バイ、字ウドロ、字南砂池、字灘端野浪新田、字西灘端野浪新田、字村新田及び字温泉

3 商業地域

変更する部分

米子市上福原字灘浜及び字北浜新田並びに皆生字村新田、字灘端東

新田及び字温泉

削除する部分

米子市皆生字灘端野浪新田及び字西灘端野浪新田

4 準工業地域

追加する部分

米子市蚊屋字清水、浦津字大石橋北及び字中河原並びに熊党字強洞、字五反通、字花ノ木、字ゴコロ、字蚊屋境、字芝尾、字上場、字梨子木、字北土井、字東南及び字西南並びに境港市美保町字釜池灘、高松町字下灘、字川尻、字釜池前及び字月見浜、新屋町字一ツ家前、字川尻前及び字寄会前並びに福定町字笠津向から新屋町字寄会前までの地先国有地及び当該国有地地先公有水面

変更する部分

米子市蚊屋字強洞並びに境港市福定町、福定町字笠津向及び竹内町字下灘

5 工業地域
追加する部分

境港市福定町字笠津向から新屋町字一ツ家前までの地先国有地及び当該国有地地先公有水面

削除する部分

米子市彦名町字二番川、字二番川中、字二番川灘及び字坂口新田一、並びに安倍字船入及び字船入沖

6 工業専用地域

追加する部分

米子市葭津字中海、字中海一、字中海二、字中海三、字中海四、字中海五

中海五、字中海六、字中海七、字中海八及び字中海九、大崎字中海、
字中海一、字中海二、字中海三、字中海四、字中海五、字中海六、字
中海七、字中海八、字中海九、字中海十、字中海十一及び字中海十二
並びに彦名町字中海一並びに境港市竹内町字才佛灘から新屋町字「ツ
家前までの国有地地先公有水面、
変更する部分

境港市昭和町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

境港市上道町一、六〇〇 境港市役所

西伯郡日吉津村大字日吉津八七二一五 日吉津村役場

四 縦覧期間

昭和六十年十一月八日から同月二二二日まで